

議案第2号

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年11月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

（鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の139、12月に支給する場合には<u>100分の132</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p>	<p>(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の139、12月に支給する場合には<u>100分の148</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p>

第2条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄

中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前				
<p>(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には<u>100分の131</u>、12月に支給する場合には<u>100分の140</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p> <p>別表第1 (第2条、第4条関係)</p>	<p>(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には<u>100分の139</u>、12月に支給する場合には<u>100分の132</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p> <p>別表第1 (第2条、第4条関係)</p>				
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="253 1321 741 1396">区分</th><th data-bbox="741 1321 1126 1396">報酬又は給料の額</th></tr></thead></table>	区分	報酬又は給料の額	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1155 1321 1644 1396">区分</th><th data-bbox="1644 1321 2029 1396">報酬又は給料の額</th></tr></thead></table>	区分	報酬又は給料の額
区分	報酬又は給料の額				
区分	報酬又は給料の額				

知事		月額 <u>1,207,000円</u>
副知事		月額 <u>900,000円</u>
教育委員会 の委員	委員長	月額 <u>191,000円</u>
	委員（教育長である者を除く。）	月額 <u>156,000円</u>
選挙管理委員会 の委員	委員長	月額 <u>144,000円</u>
	委員	月額 <u>114,000円</u>
監査委員	常勤の監査委員	月額 <u>548,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額
	非常勤の監査委員	月額 <u>89,000円</u>
	識見を有する者のうちから選任された監査委員	月額 <u>228,000円</u>

知事		月額 <u>1,244,000円</u>
副知事		月額 <u>928,000円</u>
教育委員会 の委員	委員長	月額 <u>197,000円</u>
	委員（教育長である者を除く。）	月額 <u>161,000円</u>
選挙管理委員会 の委員	委員長	月額 <u>148,000円</u>
	委員	月額 <u>118,000円</u>
監査委員	常勤の監査委員	月額 <u>565,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額
	非常勤の監査委員	月額 <u>92,000円</u>
	識見を有する者のうちから選任された監査委員	月額 <u>235,000円</u>

人事委員会	委員長	月額 <u>191,000円</u>
の委員	委員	月額 <u>156,000円</u>
労働委員会	会長	月額 <u>191,000円</u>
の委員	公益委員	月額 <u>156,000円</u>
	使用者委員及び労働者 委員	月額 <u>135,000円</u>
収用委員会	会長	月額 <u>99,000円</u>
の委員	委員	月額 <u>81,000円</u>
海区漁業調	会長	月額 <u>44,000円</u>
整委員会 の委員	委員	月額 <u>37,000円</u>
内水面漁場	会長	月額 <u>31,000円</u>
管理委員会 の委員	委員	月額 <u>28,000円</u>
公安委員会	委員長	月額 <u>191,000円</u>
の委員	委員	月額 <u>156,000円</u>

人事委員会	委員長	月額 <u>197,000円</u>
の委員	委員	月額 <u>161,000円</u>
労働委員会	会長	月額 <u>197,000円</u>
の委員	公益委員	月額 <u>161,000円</u>
	使用者委員及び労働者 委員	月額 <u>139,000円</u>
収用委員会	会長	月額 <u>102,000円</u>
の委員	委員	月額 <u>83,000円</u>
海区漁業調	会長	月額 <u>45,000円</u>
整委員会 の委員	委員	月額 <u>38,000円</u>
内水面漁場	会長	月額 <u>32,000円</u>
管理委員会 の委員	委員	月額 <u>29,000円</u>
公安委員会	委員長	月額 <u>197,000円</u>
の委員	委員	月額 <u>161,000円</u>

略	
鳥取県男女共同参画推進員	1日につき <u>18,000円</u>
略	

略	
鳥取県男女共同参画推進員	1日につき <u>19,000円</u>
略	

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和34年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額 に、6月に支給する場合には100分の139、12月に支給する 場合においては<u>100分の132</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額 に、6月に支給する場合には100分の139、12月に支給する 場合においては<u>100分の148</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月</p>

1 日以前 6 月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

1 日以前 6 月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第 4 条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 教育長の給料の額は、月額<u>73万9,000円</u>を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。</p> <p>3 略</p> <p>4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては<u>100分の131</u>、12月に支給する</p>	<p>(給与)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 教育長の給料の額は、月額<u>76万2,000円</u>を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。</p> <p>3 略</p> <p>4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては<u>100分の139</u>、12月に支給する</p>

場合においては100分の140を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

場合においては100分の132を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定は、平成21年12月1日から施行する。